

令和8年度、東松山ぼたん園マーケットデッキ出店事業者募集要項

1 総則

東松山ぼたん園利用者の利便性を向上させること及び産業振興を図ることを目的とし、園内のマーケットデッキにおいて、飲食物等販売の営業（以下、営業という）を行う出店事業者を募集します。

2 営業の時間

営業の期間は以下のとおりです。

こびとづかんイベント&ぼたん有料期間（花絵巻）

令和8年3月20日（金）～令和8年5月10日（日）の52日間 ただし、営業時間において10時～14時までは必ず出店してください。平日における営業の有無、営業時間については出店事業者の判断とします。・開催期間は決定していますが、天候等により開花時期がずれることがあります。

(1) 場所 東松山ぼたん園マーケットデッキ及び一部ぼたん園通路（出店配置図は別紙1参照）※具体的な設置場所は、導線確保および混雑緩和のため、指定管理者が個別に指定します。

(2) 各種イベント（期間中）・イベント実施の際は、出来るだけ出店をお願い致します。ただし、営業の有無も含め、出店期間や出店内容については指定管理者と協議をしてください。・応募が多数ある場合は協議の上、臨時出店エリアを設ける場合がございます。

3 施設の状況

(1) マーケットデッキの店舗（キッチンカーも含む）を設置できる面積は、72m²（3m×3m×8区画）を基本とします。

4 使用条件

- (1) キッチンカー及びマーケットデッキの店舗営業時間は、10時から16時とします。
9時までには搬入を済ませ、搬入用お車は従業員駐車場へ移動をお願いします。
- (2) 公園のイメージに合った、清潔感のある店舗（キッチンカー）で営業を行うこと。
- (3) 各種法令を遵守し、必要な許可（保健所等の営業許可）を受けていること。
- (4) 営業時に出た残飯、油分を含む汚水、ゴミ類はすべて持ち帰ること。

【重要】他店舗へのゴミ混入トラブルを防ぐため、各店舗の店頭には必ず、利用者が容易に識別できる「自店専用のゴミ箱」を設置することを義務付けます。回収および持ち帰

りも責任を持って行ってください。

5 募集数

1日につき8店舗程度（キッチンカー含む）

6 応募資格

応募には、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

①次に該当しない者であること。

- ・成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者
- ・破産者であって複権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続の申立てがなされている者等
- ・国税、地方税を滞納している者
- ・園内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがある者
- ・過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- ・役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ・役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ・役員などが暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

7 応募の方法及び選考等について

(1) 応募期間：令和8年2月1日～2月20日まで

(2) 提出書類：以下5点

- ①出店申込書（様式1）
- ②営業許可証の（コピー）
- ③食品衛生管理者証（コピー）
- ④PL保険等の保険証券（コピー）
- ⑤販売メニューがわかる資料（写真等）。

(3) 提出先及び応募方法

送付先：東松山ぼたん園指定管理者 日本庭園由志園株式会社

〒355-0008 東松山市 大谷 1148-1

TEL .0493-81-7607

E-mail info@higashimatsuyama-botan.com

担当者：門脇

提出については、郵送(当日消印有効)または、E-mail で行ってください。

E-mail の場合には、送信後、確認のため担当まで電話にて連絡をお願い致します。

※応募書類の作成にかかる費用は、応募する事業者の負担とします。応募書類の返却はいたしません。

(4) 選考方法：書類審査および協議により決定します。

【選考基準】 •公園のイメージに合致し、魅力的な商品を提供できるか。 •類似商品の重複については指定管理者が事前に調整・考慮しますが、独占販売を保証するものではありません。

(5) 応募結果においては 3 月 1 日以降順次、メールもしくは郵送にて送付いたします。

※選考に決定した出店事業者には、誓約書を提出していただきます。誓約書の期間は、令和 8 年 3 月 20 日から、令和 8 年 5 月 10 日までとします。

8 出店料の支払について

(1) 出店料は、本施設の電源を使用する場合は当日売上金額（税込）の 12%、電源設備持参の場合は 10% とする。

(2) 本年度は、平日出店料無料等の特例措置は適用いたしません。

(3) 出店者は、営業終了後に当日の売上を売上清算書（当園指定用紙）にて記載を行い、当日 17 時までに提出する。また、営業料についてはその場で管理事務所に現金にて支払うものとする。

9 出店事業者への確認事項

(1) 指定された場所以外での営業はできません。

(2) 販売品目、価格の変更は、事前に指定管理者の承認を得てください。

(3) 外部の取りまとめ役等、第三者に販売業務を行わせる場合、その管理責任はすべて出店代表者が負うものとします。管理漏れによる商品被りが発生した場合も、指定管理者は一切の責任を負いません。

10 出店事業者の遵守事項

- ① 園内の秩序を乱さないこと。
- ② 営業場所の清掃を徹底すること。
- ③ 食品衛生管理を徹底し、食中毒等の事故が発生した場合は出店者の責任で対応する。
- ④ 車両の搬入・搬出は指定された時間を厳守すること。
- ⑤ 自店専用のゴミ箱を必ず設置し、責任を持ってゴミを持ち帰ること。他店のゴミ箱への廃棄は厳禁とする。

11 出店業者への禁止行為

- ① 刺青・タトゥーを露出しての営業。
- ② 政治、宗教、特定の思想の普及を目的とした活動。
- ③ 騒音、悪臭、強引な勧誘等により来園者や他店に迷惑をかける行為。

12 事故等の責任

営業に関連して発生した事故、盗難、第三者への損害等については、出店事業者が一切の責任を負い、指定管理者はその責任を負いません。

13 出店の取り消し

指定管理者は以下に該当する事由が生じた場合には、出店事業者に対し直ちに今後の出店を取り消しすることができます。

- (1) 応募資格に該当しなくなったとき。
- (2) 遵守事項に反する行為があり、これは是正及び指示に従わなかったとき。
- (3) その他、管理運営上支障をきたす行為があったとき。
- (4) 応募時の資格や提出資料等に虚偽があると判明したとき。
- (5) 出店者及び出店者の関係者が営業場所を営業以外の目的に使用したとき。
- (6) 出店者が出店料を滞納したとき。
- (7) 出店業者が販売業務の全部又は一部を第三者に行わせた場合、当該第三者が前項の出店業者への禁止行為を行ったとき。
- (8) その他各項目の定めに違反するなど、出店業者と指定管理者間の信頼関係を損ない是正及び指示に従わないとき。

14 出店に関する重要合意事項(昨年度の課題に基づく)

- (1) 販売品目の重複に関する免責 指定管理者は可能な範囲でメニューが重複しないよう配慮いたしますが、同一または類似商品の重複を完全に排除することを保証するものではありません。重複を理由とした売上補償の請求、および指定管理者や他店に対するクレーム・異議申し立ては一切禁止します。

(2) ゴミ管理について

出店に伴い発生するゴミについては、各出店者の責任において適切に管理・処理してください。来園者の利便性確保および園内美化の観点から、2026年度より、各店舗において自店用のゴミ箱を店頭に設置することを原則とします。ゴミ箱の設置や管理状況により、園内の美観維持に支障が生じていると主催者が判断した場合には、注意および改善の指示を行うことがあります。主催者の指示に従っていただけない場合には、当該日の出店中止、または今後の出店をお断りする場合があります。

(3) 配置場所の決定について

出店場所の決定については、原則として指定管理者が行います。

配置は、園内全体の動線、景観、来園者の安全性およびイベント運営上の都合等を総合的に考慮して決定します。

なお、視認性や売上の多寡のみを理由とした配置変更の要望については、原則としてお受けできませんが、出店場所に空きがある場合や、運営上支障がないと主催者が判断した場合には、協議のうえ配置を変更する場合があります。

16 問い合わせ先

送付先：東松山ぼたん園指定管理者 日本庭園由志園株式会社

〒355-0008 東松山市 大谷 1148-1

TEL .0493-81-7607

E-mail info@higashimatsuyama-botan.com

担当者：門脇